

牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策に関する畜場法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令等に係る意見について

平成２４年１２月１８日

北海道農政部食の安全推進監

次の事項について、国が責任を持って対応していただきたい。

- 検査対象月齢の変更は、全国一律に実施しなければ、風評被害につながることから、責任をもって全国の調整をすること。
- 「ＢＳＥに対する安全・安心は全頭検査で担保されている」と信じている国民は多い。
SRMの除去・焼却によるヒトへ感染防止、飼料規制による牛への感染防止、トレーサビリティ体制の確立、検査による感染家畜の摘発・排除など総合的な対策が重要であるといった、ＢＳＥについての正しい知識を国民に広める努力をすること。
- ３０か月齢以下の頭部及びせき髄を食用に供する場合の分別管理や汚染防止の規定を追加する場合は、消費者の信頼に応えうるような厳格な管理が行える規定とすること。
また、厳格な管理が行えるまでの間、十分な時間を確保すること。
- 非定型のＢＳＥについては、国民に丁寧に説明すること。

（食の安全推進局畜産振興課）